

# 議員提案により特殊勤務手当全廃

平成十九年一月一日から特殊勤務手当を全廃する条例が、公明党、自由民主党、リベラル東大阪、市議会自民党クラブ、自民党市政刷新クラブから共同提案され、賛成多数により可決されました。

## 提案理由説明

特殊勤務手当は東大阪市発足当時から条例、規則で定められ、特殊な勤務に従事し特別な考慮が必要な職員に支給されてきたものである。しかし今日の社会経済情勢から特殊な勤務であるという根拠が明確でないもの、給与の二重払いと解されるものが多く、会計検査院の調査においても十九項目が指摘され、これは全国で最も多く、悪い例として報道されている。

議会では以前から市長、当局に改善を求めてきたが、市当局は見直しの実施時期を十八年度としながら今議会において具体的な方策を示さない等、見直しは遅々として進んでいない。自浄作用が働かない以上、議会として特殊勤務手当の見直

しの確実な実行を担保するため、職員給与と条例等の関係条例から特殊勤務手当の支給にかかわる条項を削除する条例改正案を提案するものである。



公明党  
自由民主党  
リベラル東大阪  
市議会自民党クラブ  
自民党市政刷新クラブ

三条提案に賛成する。

本市の特殊勤務手当については、今日まで社会経済情勢の変化や議会の指摘から、数度見直しはなされたが、なお根拠が明確でないものや給与の二重払いと解されるものが多く存在する。会計検査院から十九項目の手当が給与と重複しているとの指摘を受け、この指摘項目数は全国で最も多く、悪い例として全国に報道された。職員の厚遇は目に余るなど、市民の怒りは頂点に達しており、市民感情を考えた時、議会としてこの事態を放置することは到底できない。自浄作用が働か

ない以上、議会としての強い意思表示が必要である。一方、特殊勤務手当の中には必要な手当があることは十分認識している。今回の条例改正案は、特殊勤務手当に係る条項を削除はするが、今後手当を市民にそ

して全国に胸の張れるような本来の姿に見直しを行った後、復活する条例改正まで否定するものではない。なお、特殊勤務手当の見直しに当たっては市長が強い行革姿勢を示し、自ら労使の協議・交渉の場に臨み、早急に結論を見出すのが行政の長としての当然の役目であり、市民の目線に立ち市民の理解が得られるよう見直しをしなければならない。

あわせて、市長にはトップとして明確な政治的判断をされるよう強く求める。

## 共産党

特殊勤務手当を全廃する三条提案に反対。手当の支給に当たっては市民の理解と納得を得るため見直しが必要であるが、手当すべての支出根拠をなくすやり方は余りにも無謀である。

夜間看護手当や医師給与調整手当等、今の看護師不足、医師不足を解消するために必要な手当までも廃止される。また国ですら支給している手当をもなくすこととなり、労働者の権利・安全を奪うものである。また職員の給与にかかわる問題は労働組合との合意の上で提案されるべきであり、労使間の合意も交渉もされていない中で、特殊勤務手当を全廃する条例の改悪は許されない。

議案の会派態度表

議案名	会派名				
	公明党	自由民主党	リベラル東大阪	市議会自民党クラブ	自民党市政刷新クラブ
東大阪市職員給与と条例の一部を改正する条例					
単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例					
東大阪市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例					
北朝鮮の地下核実験に抗議し、核の廃棄を求める決議					

## 長尾市長に対する問責決議文(要旨)

今定例会の開会について議会は再三にわたり早期に招集されるよう長尾市長に要請してきたが、準備が整わないことを理由に、結果として九月二十日の招集となつた。今年度の当初予算は骨格予算で今定例会が肉づけの議会であることから、議会が要請するまでもなく市長みずから行動し早期に招集すべきであつた。

さらに重大なことは、提出議案について議会と事前の調整をしない市長の方針である。市長は、常々執行機関と議決機関である議会は車の両輪であると言いつながら、今回の市長の対応はそのかけらも見られない。市長は「議案は当局が責任を持って作成し議会に示したものであり、本会議、委員会の対応は当局の責任で行う」と議案に対する事前の調整を拒否された。その結果が今日の状況である。

十分に精査して臨まれた委員会であるにもかかわらず、委員の質問に対する確に答弁ができないのは、市長の行財政運営の方針が明確でなく、職員に対して具体的な指示がないこと

因している。職員は、行政の継続性と市政運営の方向が見えない公約との狭間で大きく揺れ動いている。これはすべて市長の課題整理への決断のなさ、プランなき行政運営の姿勢にあることは明白である。

今定例会は九月二十日から十月十七日まで二十八日間の会期で審議を行ったが採決に至らず、議会は市民生活に影響を与えてはならないとの判断で十三日間会期を延長した。議会は市長の真摯な委員会対応を期待したが、その後も質疑、質問をするほどに疑義が深まり、最終日になつても採決に至らない状況である。特に委員会審査においては、答弁拒否や事前に用意された答弁を繰り返すなど全く論議がかみ合わない状況が続いている。このような状態では多くの市民に不安と戸惑い、市政への不信感が高まるばかりである。この原因は市長の優柔不断、極めて無責任な対応にあることは明白であり、市長長尾淳三君に対し厳しく反省を求めるとともに、ここに問責するものである。

十分に精査して臨まれた委員会であるにもかかわらず、委員の質問に対する確に答弁ができないのは、市長の行財政運営の方針が明確でなく、職員に対して具体的な指示がないこと

因している。職員は、行政の継続性と市政運営の方向が見えない公約との狭間で大きく揺れ動いている。これはすべて市長の課題整理への決断のなさ、プランなき行政運営の姿勢にあることは明白である。